

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：一般事務１種 福祉政策課】

令和７年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１ 募集人数 １人

２ 募集職種 一般事務１種 福祉政策課

３ 業務内容

- （１）戦没者の遺族に対する特別弔慰金に係る申請受付及び確認業務 等
- （２）民生委員児童委員の一斉改選に伴う事務 等
- （３）庶務業務（経理業務、勤怠管理、文書作成業務等）
- （４）電話・窓口対応業務
- （５）パソコンを使った資料作成、データ入力業務
- （６）健康福祉部内の他所属の業務補助 等

【業務内容の変更範囲】：なし

４ 募集対象

- （１）パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- （２）窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第１６条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５ 応募受付期間

令和７年５月１９日（月）１７時まで

６ 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

※事前に電話による連絡がない場合、試験を受けていただくことは出来ません。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市健康福祉部福祉政策課 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2740

7 選考日時及び選考会場

令和7年5月20日（火） 13時30分から（集合時間：13時15分）

集合場所：大津市御陵町3番1号 大津市役所新館7階 エレベーター前

※試験開始時間までに来られない場合、試験を受けていただくことは出来ません。

選考会場へは、受験者が集合後、職員が案内します。

8 選考方法

- ・面接試験
- ・作文試験（テーマは当日お知らせします）
- ・実技試験 パソコン（ワード）を使用した操作

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、選考試験後、1週間以内に合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	☐ 原則あり ☒ 原則なし
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市福祉政策課
勤務地変更の可能性	1 あり ➡（ ） ② なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）または週4日（月曜日～金曜日のうち4日※曜日固定）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 10日 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	相談の上、下記のどちらかから選択していただきます。 週30時間勤務（1日6時間×週5日）9時～16時 休憩60分 または、 週31時間勤務（1日7.75時間×週4日）8時40分～17時25分 休憩60分
基本給	週30時間勤務 月額154,850円～164,132円 または、 週31時間勤務 月額160,012円～169,604円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。

諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大 4.60 月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。